

○泉佐野市田尻町清掃施設組合財務規則

昭和 40 年 7 月 26 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、組合の財務に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(事務処理)

第 2 条 次の各号に掲げる事務は、別に定めるもののほか、泉佐野市の例により処理するものとする。

- (1) 予算に関する事務
- (2) 会計に関する事務
- (3) 公金の取扱いに関する事務
- (4) 補助金等の交付に関する事務
- (5) 契約に関する事務
- (6) 公有財産に関する事務
- (7) その他財務に関する事務

(補則)

第 3 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日規則第 1 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(令和 7 年 10 月 23 日泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。